

令和7年12月11日

太陽光発電設備認定者 各位

美咲町税務課

償却資産（固定資産税）の申告について

平素より、町行政につきまして、格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、個人や会社が家屋の屋根や土地などに太陽光パネル等を設置して売電する場合、設置した設備が固定資産税（家屋または償却資産）の対象となる場合があります。

申告対象資産に該当する場合は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります（地方税法第383条）ので、令和8年2月2日(月)までに申告書をご提出ください。なお、設備認定を受けたが、設備を売却等で対象資産がない場合も、その旨をご連絡いただきますようお願いします。

記

対象となる償却資産

太陽光パネル（家屋の屋根材と一体となっている場合を除く）、架台、パワーコンディショナー、

送電設備、電力量計など（個人で住宅用に設置している 10kW未満の余剰売電は事業用資産とはなりませんので、固定資産税の申告対象外です）

申告書提出の方法

同封の申告書により提出してください。（独自様式でもかまいません）

e L T A X（エルタックス）で電子申告される場合は全資産申告のみの受付となります。

記載にあたっての注意点

『資産の所在地』を必ずご記入ください。また、『個人番号』又は『法人番号』の記載欄がありますので、ご記入をお願いします。個人番号を記載した申告書をご提出の際には本人確認をさせていただきますので、写真のついた身分証明書等をお持ち下さい。

太陽光発電設備の取得年月は、売電事業を開始した年月です。

詳しい記入方法等については『申告の手引き』をご覧ください。

固定資産税の特例対象資産の場合は、申告書にその旨を明記し、必要書類を添付してください。

提出先

美咲町役場税務課宛に郵送、もしくは美咲町役場税務課、旭総合支所地域振興課または柵原総合支所地域振興課の窓口へ提出、またはe L T A X（エルタックス）により電子申告してください。

〒709-3717
岡山県久米郡美咲町原田 2144-1
美咲町役場税務課（担当：石坂）
TEL 0868-66-1113